

## 岡崎市民間提案募集要項

### 1 趣旨

岡崎市民間提案募集制度は、本市の行政課題を解決するため、民間事業者等の創意工夫、技術、ノウハウ等を生かした提案を募集するものです。

### 2 本制度の特徴

この制度では、民間事業者等と市との間で課題認識のずれが生じないよう事前相談を行っていただくことを推奨します。

また、実証実験の実施の提案があれば、可能な限り協力します。

事前相談及び実証実験を通じて、提案の質的向上を図り、実現の可能性を広げます。

### 3 募集する提案

提案の対象は、本市が関わるあらゆる分野の事務事業で本市が関与する必要性、妥当性等があると認められるものです。

提案は、次の2種類を募集します。

#### (1) フリー型

本市の行政課題を解決につながる内容について、自由に提案をしていただくものです。

提案は、随時受け付けます。

#### (2) テーマ型

本市があらかじめ提示したテーマに対し提案をしていただくものです。

案件によっては、募集期間を設定する場合があります。

募集するテーマの詳細については、ホームページで公開します。

### 4 受け付けることができない提案

提案の内容が次のいずれかに該当する場合は、受け付けることができません。

- (1) 既存の事務事業を廃止するもの
- (2) 法令に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 単に特定の製品又はサービスの売り込みと認められるもの
- (4) 具体性がなく、抽象的なアイデアのみであると認められるもの

## 5 提案ができる方

個人を除き、民間企業、NPO法人等の法人及び任意団体のすべての団体が提案をすることができます。ただし、次のいずれかに該当する団体は、提案をすることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する団体（一般競争入札の参加資格のない団体）
- (2) 市から入札参加停止措置の処分を受け、当該停止期間中にある団体
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている団体
- (4) 市税の滞納がある団体
- (5) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月24日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）に基づく排除措置を受けている団体

## 6 手続の流れ

### (1) 事前相談の実施

提案の前に、市との事前相談をしていただくことをお勧めします。事前相談では、可能な限り市の事務事業の情報提供に努めます。また、この事前相談を通じて行政課題の正確な把握や市の求めるイメージとの擦り合わせをすることにより、提案時のミスマッチを回避することができます。

事前相談を希望する場合は、事前相談申出書を提出してください。（Eメールでの提出可）

### (2) 提案書の受付

提案をするときは、提案書及び誓約書を提出してください。（Eメールでの提出可）

提案に当たって、実証実験の実施を希望する場合は、可能な限り協力させていただきます。ただし、実証実験を行うに当たり発生する費用については、市は負担しません。

### (3) 採否の決定

いただいた提案は、次の視点により審査の上採否を決定し、その結果を提案者に通知します。提案の採否の決定は、実現に向けた詳細協議を行うかどうかを決めるものであり、提案内容の実現を決定するものではありません。

ア 民間事業者等が有する創意工夫、技術、ノウハウ等を活用していること。

イ 経費の節減若しくは収入の増加又は高い費用対効果が見込めること。

ウ 市民サービスの向上につながること。

- エ 公平性及び公正性並びに守秘義務が担保されること。
- オ 実現の可能性が高く、かつ、事業の継続性が確保されること。

## 7 提案採用後

提案が採用された場合は、提案内容の実現に向けて市と詳細な協議をしていただきます。一定の期間を要しても協議が整わない場合は、協議を打ち切ることがあります。

また、提案内容の独自性が相当高く、提案者以外では提案内容の実現が困難と認められる場合を除き、プロポーザル方式又は競争入札により事業の相手方を決定する場合があります。

## 8 留意事項

- (1) 提案に対する採否の決定までに時間を要することがあります。
- (2) 提案の採否にかかわらず、市は、提案のために生ずる一切の費用を負担しません。
- (3) 提案が採用された場合、実績として提案事業の概要を公表する場合があります。公表を希望しない場合は、事前に申し出てください。
- (4) 提案が採用され、事業が実施された場合であっても、実施年度の翌年度以降の事業の実施を確約するものではありません。

【本制度の問合せ先・書類の提出先】

岡崎市財務部行政経営課行政改革係

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

Tel : 0564-23-6031

E-mail : [gyosei@city.okazaki.lg.jp](mailto:gyosei@city.okazaki.lg.jp)